

**地域の子どもたちの
新たな活動機会の創出に向けて**
～見附市地域スポーツ・文化クラブ活動環境整備方針～

令和5年3月

見附市

目次

はじめに

1. 基本的な考え方と見附市の現状 P1

2. 方針作成の目的 P1

3. 具体的課題への対応

(1) スポーツ・文化団体等の整備充実 P2

(2) 指導者の質・量の確保 P2

(3) スポーツ・文化施設の確保方策 P2

(4) 大会・コンクールの在り方 P3

(5) 地域活動への参加費の在り方 P3

(6) 保険加入の在り方 P3

(7) 地域全体での連携 P3

4. 改革推進期間における見附市の取組み

(1) 見附市におけるスケジュールとその対応 P5

(2) 地域活動団体に対する支援 P6

5. その他 P7

参考資料

見附市部活動の在り方検討委員会名簿 P8

作成の経過 P9

はじめに

令和 4 年 6 月 6 日にスポーツ庁有識者会議により「運動部活動の地域移行に関する検討会議提言」が、同年 8 月 9 日に文化庁有識者会議により「文化部活動の地域移行に関する検討会議提言」(2 つの提言をまとめて以下「提言」という)が示された。

提言では、中学校生徒数の減少が加速化し、部活動の持続可能性という面で厳しさを増していることや、教師にとって大きな業務負担となっている実態、地域と学校との連携・協働が十分ではない状況などが指摘されており、部活動の地域移行の必要性について示されている。

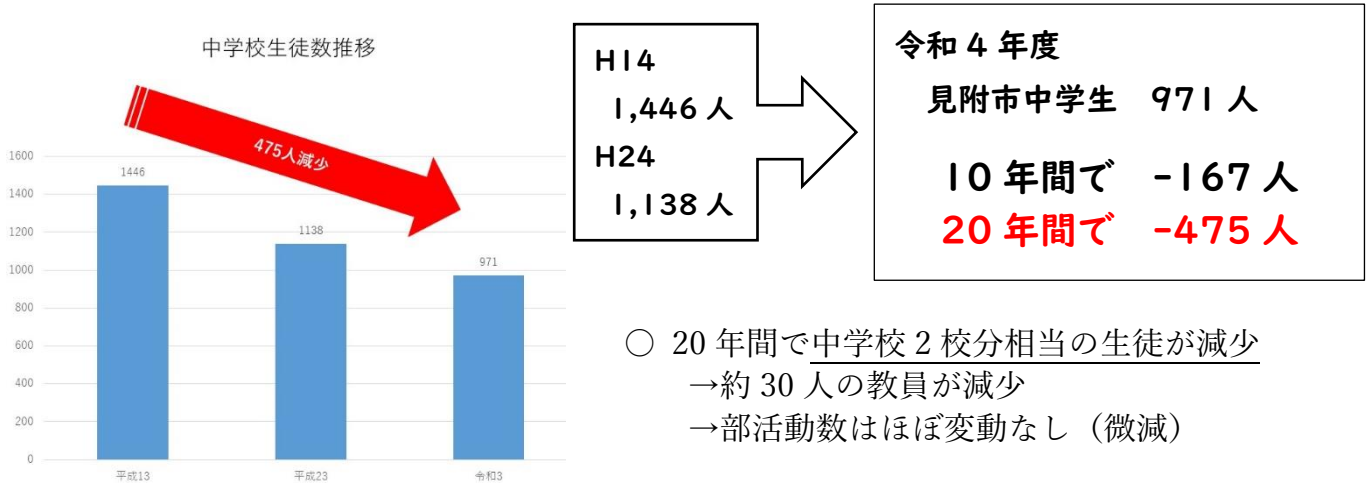
今後の目指す姿としては、「少子化の中でも、将来にわたり我が国の子どもたちがスポーツや文化芸術に継続して親しむことができる機会を確保すること」や、「子どもたちの望ましい成長を保障できるよう、地域の持続可能で多様なスポーツ・文化芸術環境を一体的に整備し、地域全体で子どもたちの多様な体験機会を確保すること」、「部活動地域移行を契機として、中学生にとどまらず多様な世代が参加する地域のスポーツ・文化芸術環境の充実を図る機会にすること」などがあげられている。

見附市においても、平成 14 年度から令和 4 年度の 20 年間で、475 人の生徒数の減少が見られたり、生徒や保護者の中に多様なニーズが存在したりすることが明らかになっている。そこで、見附市は、「見附市部活動の在り方検討委員会(以下「検討委員会」という)」を設置し、令和 4 年度中に計 4 回の検討委員会を実施した。本方針は、検討委員会委員からいただいた意見を参考に見附市として定めるものである。

1. 見附市の現状と考え方

(1) 見附市の現状

見附市では平成14年から20年間で中学校2校分相当の生徒が減少している。一方、各中学校に設置されている部活動の数はほぼ横ばいとなっている。



(2) 見附市の考え方

子どもたちのスポーツ・文化活動を支援するためには、少子化等による社会背景の変化の中でも、子どもたちが自由に選択できる持続可能で多様な活動環境を整備していくことが大切である。そのためには、行政、学校、スポーツ・文化団体のみではなく、見附市全体で子どもたちの活動を支えるといった意識の中で取組を進めていく必要がある。

部活動の地域移行においては、種目ごとの特性や地域の実状によって様々な違いがある現状から、国の示す方針に従いすべての種目で同じように進めるというやり方ではなく、種目ごとに柔軟に進めていくことが必要となる。

また、「現在、学校で行われている部活動をそのまま地域で実施する」のではなく、「地域で子どもたちの新たな活動環境を整備する」ことが目的であるため、部活動の種目に限らず、子どもたちの選択の幅を広げるために多様なスポーツ・文化活動の環境を整えていくことが必要となる。活動内容においても、部活動と同様の対応を求めるのではなく、地域で行われているスポーツ・文化活動の実状に応じて、可能な範囲でできる活動の仕組みを整えていくことが、持続可能性という観点から重要となる。

2. 方針作成の目的

見附市の子どもたちを取り巻くスポーツ・文化活動の環境は、多様化するニーズに応じた様々な活動機会の提供が求められている。

一方、少子化が進展する中、学校部活動を従前と同様の体制で運営することは難しくなっており、学校によっては存続が厳しい状況にある。

子どもたちの豊かなスポーツ・文化活動を実現するために、地域全体で連携を図りつつ、持続可能な活動環境を整備することを目的とする。

3. 具体的課題への対応

国の示す方針から明らかとなる課題に対して、以下の対応を行う。

(1) スポーツ・文化団体等の整備充実

① 運営主体について

- ・令和5年度から令和7年度の間を「改革推進期間」とし、市が運営主体となり地域活動の運営を行う。
- ・市が運営主体として進める中で、持続的な運営が可能と判断した段階で民間等への運営業務の移管を検討する。

② 実施主体について

- ・地域活動の実施主体については、スポーツ協会加盟団体や民間クラブチーム、その他地域の活動団体等様々な団体を想定する。

③ コーディネーターについて

- ・市として、地域団体・行政・学校等の連絡調整を行うコーディネーターを配置する。

(2) 指導者の質・量の確保

① 地域の指導者の確保や研修について

- ・コーディネーターと連携し、市内の指導者のマッチングを行う。
- ・指導者の質を確保するため、新潟県教育委員会が作成した研修コンテンツ等を活用し、研修会を実施する。

② 指導を希望する教員への対応

- ・指導を希望する教員は教育委員会へ兼職兼業の申請を行い、許可を得た上で報酬を受け取り指導に参加する。(*1)

(3) スポーツ・文化施設の確保方策

① 会場・備品について

地域活動を行う種目に応じて、活動内容や活動場所、必要となる備品に違いがあることが予想されるため、種目ごとの実態に応じて決定する。

(*1) 公立学校の教師等が地域クラブ活動に従事する場合の兼職兼業について(令和5年1月30日 文部科学省、スポーツ庁、文化庁発出)

(4) 大会・コンクールの在り方

①大会への参加について

- ・中体連主催大会への参加については、大会参加規程(*2)により各団体、学校で判断する。
- ・中体連以外が主催する大会への参加は、大会主催者の参加規程に基づき、各団体・学校で判断する。

②コンクールへの参加について

- ・各種コンクール主催団体より今後示されるコンクール参加に関する方針を踏まえ、判断する。

(5) 地域活動への参加費の在り方

①受益者負担の原則

- ・地域活動への参加にかかる費用は、受益者負担を原則とし、持続的な運営が可能な形を各団体で検討する。
- ・市は、経済的な理由により活動機会が失われることのないよう、生活困窮世帯への支援の仕組みを整備する。

(6) 保険加入の在り方

①保険加入について

- ・学校管理下での活動ではなくなるため、地域活動に参加する生徒はスポーツ安全保険等の保険に加入する。
- ・保険料は受益者負担とし、各団体で加入手続きを行う。

(7) 地域全体での連携

子どもたちの幅広い活動環境を整備するために、それぞれの立場から以下の点についての取り組みを行う。

①見附市

- ・スポーツ・文化活動団体、学校、コーディネーター等と連携し、市内の子どもたちが持続的に活動を行える環境の整備に努める。
- ・市民、関係者に対して幅広く周知を行い、参加する子どもたちに混乱が生じないように調整する。

②スポーツ・文化活動団体(実施主体)

- ・地域活動を実施する際は、ガイドライン(*3)に準じた活動を行う。
- ・勝利至上主義に陥ることなく、子どもの志向や発達段階に応じた指導を行う。
- ・当該種目の技術向上だけでなく、子どもの社会性や心身の成長等、多様な面での指導力を身につけていく。

③学校

- ・地域活動団体と連絡調整を行い、生徒が地域活動に参加しやすい環境を整えるための対策を講じる。
- ・地域活動団体、生徒、保護者から地域活動についての相談を受ける可能性を考慮し、担当者を置く等、円滑に活動を実施するための協力体制を整える。

(*2) 新潟県中学校体育連盟主催大会参加に関わる地域スポーツ団体等認定基準(令和4年12月12日 新潟県中学校体育連盟発出)

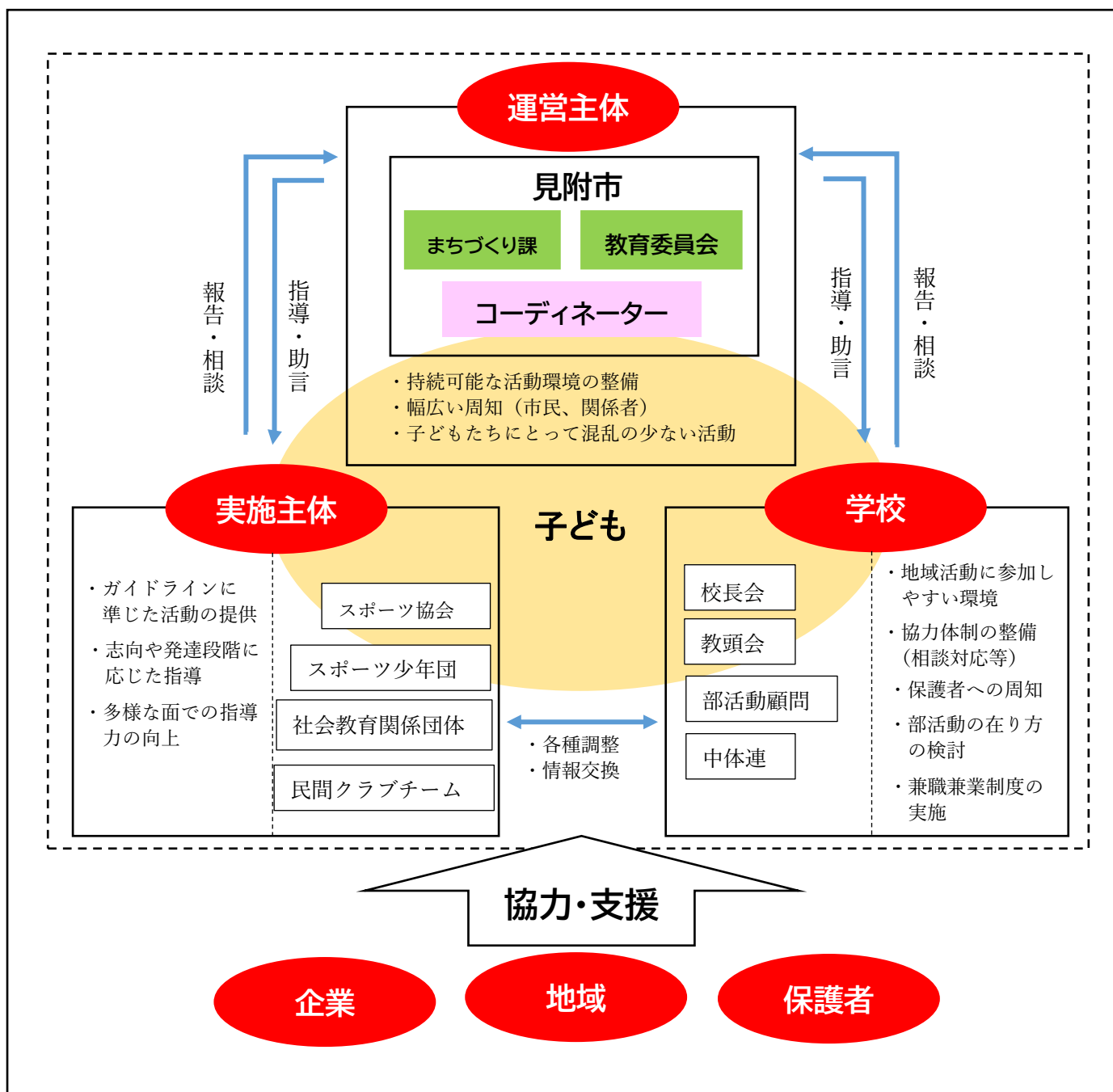
(*3) 学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方に関する総合的なガイドライン(令和4年12月 スポーツ庁・文化庁発出)

④保護者

- ・子どもの安全管理が適切に行えるように家庭での生活や健康状態を活動団体と共有する。
- ・地域活動に対し、理解・協力をを行う。

⑤地域

- ・地域全体で子どもたちの活動を支えるという意識の醸成。
- ・スポーツ・文化活動団体の活動に対する各種協力をを行う。
- ・各種団体・企業等は、子どもたちの活動環境を整備するために必要な支援・連携に努める。



4. 改革推進期間における見附市の取組み

将来にわたり、子どもたちがスポーツ・文化活動に親しむことができるよう、地域の持続可能で多様な環境を整備するため、地域のスポーツ・文化団体へ支援を行う。

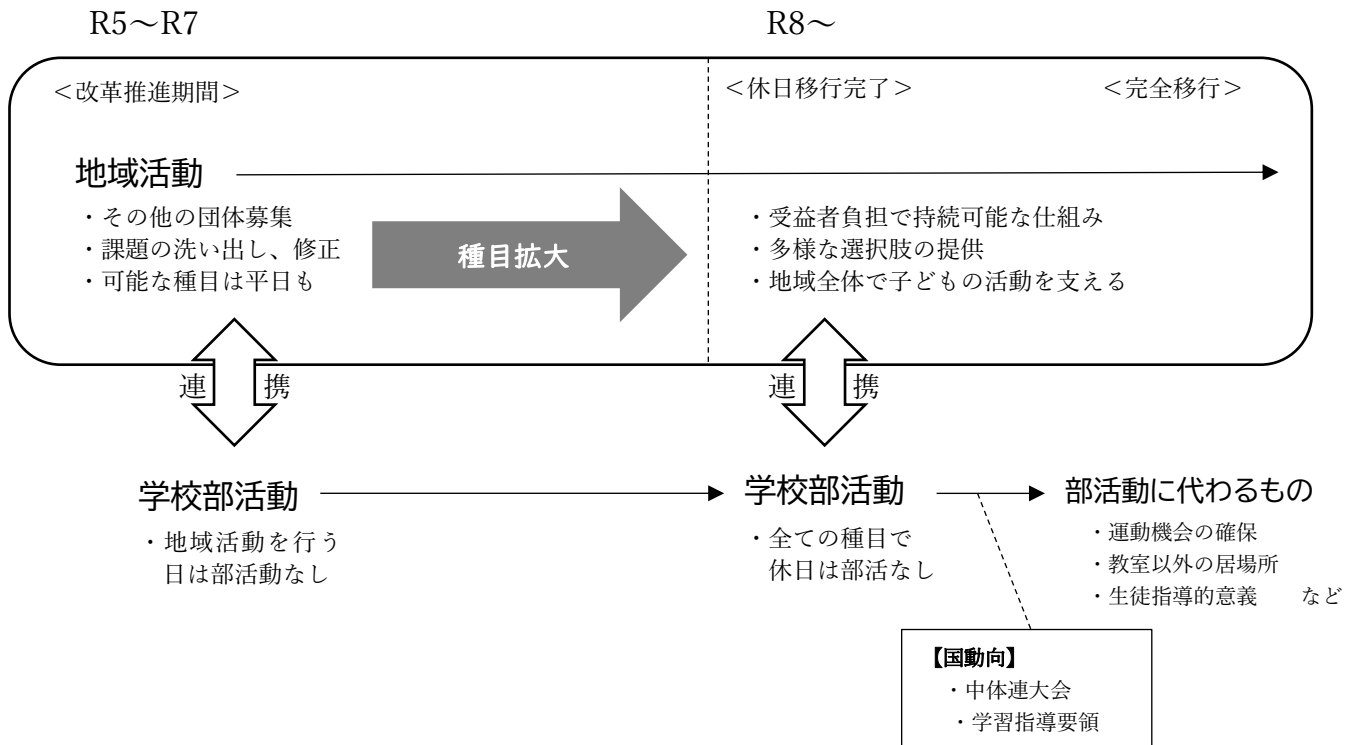
(1) 見附市におけるスケジュールとその対応

見附市では、国の方針に基づき、令和5年度から令和7年度の3年間を「改革推進期間」と位置づけ、支援を実施する。

まずは休日における地域活動を促進させる。令和5年度はモデル種目として卓球、ソフトテニスを開始し、令和6、7年度は希望する地域団体による地域活動を行い活動の幅を広げる。令和8年度には、見附市の中学校では休日の部活動を実施しない状態を目標とする。平日の地域活動については可能なところから取り組む。

文化活動においては、令和5年度から検討を開始し、可能なところから地域活動を開始する。

【地域活動実施イメージ】



(2) 地域活動団体に対する支援

地域で子どもたちのスポーツ・文化活動の指導を行う団体に対して、市として2つの支援を想定している。

【支援イメージ】

R5		R6	R7	R8 以降
①部活動の地域移行に係る支援 (陸上、野球、バスケ、バレー、ソフトテニス、卓球、サッカー、吹奏楽)				①支援は終了し、部活動種目も②支援の対象となる。
・モデル種目の開始 ・その他団体に対する説明の実施	意向確認	地域活動実施に向けた打合せ	種目数拡大課題の修正	
②その他の種目に係る支援 (柔道、空手、硬式テニス、書道、合唱 etc)				
・制度の検討 ・団体に対する説明の実施	意向確認	地域活動実施に向けた打合せ	種目数拡大課題の修正	

休日移行完了

①既存部活動の地域移行に係る支援(陸上、野球、バスケ、バレー、ソフトテニス、卓球、サッカー、吹奏楽)

○支援対象

・見附市立中学校の部活動に属する種目について、市の認定基準を満たす団体を対象とする。

○対象期間

・令和5年度から令和7年度の活動を対象とする。(令和8年度以降は国の支援状況を踏まえ検討する)

○支援内容

・地域活動における指導者謝金及び活動に要する備品、消耗品の購入に係る経費を予算の範囲内で支援する。

②その他の種目に係る支援(柔道、空手、硬式テニス、書道、合唱 etc)

・要件を満たす団体に対し、活動費として定額支援等を想定。

・令和5年度に制度の検討を行い、令和6年度からの支援実施を目指す。

・①の支援が終了する予定の令和8年度以降は、部活動種目についても②の支援に統合する。

5. その他

令和4年12月に国による「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」が策定され、都道府県において策定された推進計画を参考として、各市町村で地域の実態に応じた方針等を策定することが適当であると示されているが、令和5年3月時点、県の推進計画が策定されていないため、見附市では、当面の間は本方針を基に地域での活動を推進していくものとするが、今後、県の方針が示された場合や、学習指導要領の改訂があった際に、すみやかに検討することとする。

なお、本方針については、状況の変化等に応じて、見直しを行う。

～参考資料～

見附市部活動の在り方検討委員会 委員

委員長	新潟医療福祉大学 副学長
副委員長	新潟県スポーツ協会 評議員
副委員長	見附市立見附中学校 校長
委員	NPO 法人見附市スポーツ協会 会長
委員	NPO 法人見附市スポーツ協会 事務局長
委員	見附市立西中学校 PTA 会長(市 P 連会長)
委員	見附市立南中学校 PTA 会長
委員	まちづくり課 課長
委員	学校教育課 課長

事務局

まちづくり課 課長補佐兼文化スポーツ振興室長
まちづくり課 スポーツ振興係長
学校教育課 課長補佐兼管理指導主事
学校教育課 学校教育係長
学校教育課 学校教育係主事
見附市立今町中学校 教頭
見附市立見附中学校 教諭(中体連事務局)

オブザーバー

企画調整課 主幹兼課長補佐
教育総務課 総務管理係長

作成の経過

日程	内容
令和4年6月	第1回見附市部活動の在り方検討委員会開催(6月29日) <ul style="list-style-type: none"> ・国、県の動向及び見附市の現状の確認 ・意見交換 ・アンケート調査内容及び今後のスケジュールの確認
令和4年7月	アンケート調査実施 <ul style="list-style-type: none"> ・中学1、2年生(572名)、保護者(96名)、教員(47名)が回答
令和4年8月	第2回見附市部活動の在り方検討委員会(8月16日) <ul style="list-style-type: none"> ・アンケート結果の確認 ・ビジョンの確認 ・今後の進め方及びスケジュールの確認
令和4年9月	長岡市視察(9月6日) <ul style="list-style-type: none"> ・複数校をまとめた「エリア」を設定 ・R5年度は検討期間とし、R6年度から開始予定
令和4年10月	燕市視察(10月20日) <ul style="list-style-type: none"> ・「つばくろいきいきスポーツクラブ」をベースに検討 ・競技毎に分科会を設置して検討を進める
令和4年11月	第3回見附市部活動の在り方検討委員会(11月30日) <ul style="list-style-type: none"> ・進捗状況報告 ・検討課題の整理 ・今後のスケジュールの確認
令和5年3月	第4回見附市部活動の在り方検討委員会(3月3日) <ul style="list-style-type: none"> ・進捗状況報告 ・方針案の内容確認及び意見交換